

海技士国家試験申請の手続きについて

海技士国家試験は、必ず各定期試験の申請受付期間内に申請していただきます。

試験申請は国家試験の申請であり、すべての必要書類が提出され、受験資格等の確認を受けない限り、受験することはできません。

※申請時の留意事項(よくお読みください。)

○郵送申請の場合は、日中(9時00分～15時00分)に必ず連絡が取れる電話番号を試験申請書に明記してください。(乗船等により本人と連絡が困難な場合は、家族や会社等でも結構です。)

○申請時に必要書類が整えられない場合は、やむを得ない理由を明確に申出てください。

○軽微な書類の訂正等であっても、必ず補正が必要になります。

○連絡が取れず、理由の確認ができない場合には、試験申請関係書類を返却させていただきます。

○①筆記試験(口述試験含む)、②口述試験のみの申請は、それぞれの申請受付期間内に必要書類が整えられない場合、書類の補正が完了しなかった場合は、受験できません。(郵送の場合は、締切日必着)

○メールでの連絡を希望される方は、下記メールアドレス宛てにご連絡ください。
(ドメイン指定受信を設定されている場合は、「@gxb.mlit.go.jp」「@mlit.go.jp」からのメールを受け取れるよう設定をお願いいたします。)

○同時に他の受験地での申請・受験はできません。同一の定期試験で複数の試験種別を受験(併科受験)する場合、試験種別ごとに申請書を作成し、同じ受験地に同時に提出する必要があります。

海技士国家試験申請書類一覧

申請書類

1. 海技試験申請書(一) [OCRシート(第10号様式)]

この申請書は鉛筆で記入してください。(日中に連絡の取れる電話番号を必ずご記入ください。)

2. 海技試験申請書(二) [第21号様式]

①筆記試験のみ受験する場合も必ず提出してください。

②右上の欄「申請者の氏名」、「ふりがな」、「現住所」、「電話番号」を忘れずに記入してください。

③「試験の免除」欄は次の場合に必ず記入してください。記入が無い場合、改めての意思確認は致しません。正確にご記入ください。

・「身体検査」

身体検査の省略を受ける場合。裏面13参照。

・「筆記試験」

筆記試験に合格しており筆記試験の免除を受ける場合。裏面11参照。

・「科目免除」

一部の試験科目の免除を受ける場合。裏面12参照。

④「学校卒業証明書、海技免状、無線従事者免許証の写しの照合」欄は次の場合に必ず記入してください。

・「学校名」

船舶職員養成施設を卒業し、筆記試験の免除又は乗船履歴の特例を受ける場合。

・「船舶職員養成施設名及び設置者の名称」

船舶職員養成施設の課程を修了した者が筆記試験の免除を受ける場合。

・「海技免状」

海技免状を所有している場合。

・「無線従事者免許証」「船舶局無線従事者証明書」

通信、電子通信を受験する場合。

⑤「乗船履歴」欄は次の場合に必ず記入してください。

口述試験を受験する場合、必要な履歴を記入して下さい。乗船履歴証明書を添付する場合も同様です。

3. 受験票 [第16号様式]

住所、氏名、生年月日、性別を記入し、写真(3cm×2.4cm)2枚を貼付してください。

4. 手数料納付書 [第26号様式]

筆記試験、身体検査、口述試験の別に作成し、過不足の無いよう、所要額分の収入印紙を貼付してください。

(例:筆記、身体、口述受験の場合は納付書が3枚となります。)

裏面もご覧ください。

添付書類	◎は必須 △はケースにより必要	筆記	口述
5. 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍地記載のある住民票 ①提出日以前1年以内に作成されたもの。住民票の場合は必ず本籍地記載のもの。 ②有効である海技免状又は操縦免許証のコピーをもって代えることもできます。		◎	◎
6. 海技免状(※1) 海技免状を受有している方は、提出してください。		—	△
7. 無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書(※1) 海技士(通信)又は海技士(電子通信)の試験を申請する場合に提出してください。		△	—
8. 卒業証書の写し等 養成施設修了者で、筆記試験の免除を受けようとする場合は、②を提出してください。 養成施設修了者で、乗船履歴の特例を受けようとする場合は、①と③と④を提出してください。 ①卒業証書の写し若しくは卒業証明書(原本) ②養成施設修了証明書(原本) ③修得単位証明書(原本) ④訓練記録簿(平成11年4月1日以降に入学した方に限ります。)		—	△
9. 乗船履歴を証明する書類 下記の何れかの書類により、試験開始期日前15年以内の履歴で、かつ、5年以内の履歴を含んだ乗船履歴を証明する必要があります。 ①船員手帳(※1)又は船員手帳記載事項証明書 ②乗船履歴証明書・乗船実習証明書 ※船員法適用外船舶や外国船籍船舶など船員手帳を受有しない場合の乗船履歴については、下記連絡先までお問い合わせください。		—	◎
10. 海技士身体検査証明書 [第21号様式] (13により身体検査省略の方を除きます。) 船員法上の指定医師により試験開始期日前6月以内に受けた身体検査の結果を記載したもの。		—	◎
11. 筆記試験合格証明書(合格日から15年以内が有効) 他局で筆記試験に合格し、筆記試験の免除を受けようとする方は提出してください。		—	△
12. 筆記試験科目免除証明書(合格点に達した試験の開始期日から3年以内が有効) 他局で筆記試験の科目に合格し、筆記試験の科目免除を受けようとする方は提出してください。		△	△
13. 身体検査合格証明書(合格日から1年以内が有効) 他局で身体検査に合格し、身体検査の省略を受けようとする方は提出してください。		—	△
14. 返信用封筒 郵送で申請する場合、受験票の返信用として、あて先を記載し切手(定形封筒の場合、普通郵便は110円、簡易書留は460円)を貼付した返信用封筒を同封してください。		◎	◎

※1. 郵送申請する場合、船員手帳・海技免状等の写しを添付する場合は、試験日当日に**原本**を持参してください。

※2. 6級海技士、電子通信、通信を受験する場合、口述試験受験者と同様の添付書類が必要となります。

※3. 申請書の作成方法、添付書類のことなど、不明な点は下記にお問い合わせください。

申請書を郵送される際、切り取ってご利用下さい。		〒730-8544 広島県広島市中区上八丁堀6-30 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 TEL: 082-228-8707 Email: cgt-kaigi-shinsei@gxb.mlit.go.jp
-------------------------	---	---